

## 『離婚・再婚家族と子ども研究』投稿論文審査規程

1. 投稿論文は、編集委員会の委嘱する 3 名以上の審査者により審査される。審査者の選定にあたっては、
  - (1) 少なくとも、1 名は編集委員とする。
  - (2) 著者と同一大学または研究機関、同一研究グループ等に属する人等は避けるという原則のもとに行う。なお、審査者は原則として編集委員から選ぶが、主題によってはこれ以外の会員にも依頼することがある。
2. 審査は著者名を秘して行う。
3. 各審査者の審査結果は、次の 4 つのいずれかにより報告され、あわせて編集委員会及び著者あての意見が付される。
  - a) 採択：このままの形で、『離婚・再婚家族と子ども研究』に掲載してよいと判断されるもの。字句などのわずかな修正を要するものも含む。
  - b) 修正採択：原論文の実質的修正を条件として採択するもの。
  - c) 再審査：このままの形では採択できないが、分析のやり直し、理論的發展、付加的資料の収集、表現の大幅な修正などにより、再検討の余地があると考えられるもの。
  - d) 不採択：本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたもの。ただし、実質的に修正された論文の再投稿は妨げない。
4. 1 による 3 名以上の審査結果にもとづき、編集委員会で合議の上、上記 3 項 (a)~(d) のいずれかに決定する。
5. 修正採択及び再審査と決定された論文は、審査者がぜひ必要と考える修正や補足及びこれと等価な修正や補足等が同一修正条項につき 3 回までに満たされなかったときは、不採択となる。
6. 各審査結果は、審査者の名前を秘して編集委員会の決定を伝える通信文とともに著者に送付する。
7. 修正採択と決定された論文が修正後再投稿された際は、審査者のうちの 1 名がこの修正が採択条件に合致しているか否か吟味する。再審査の場合には、再投稿論文は先の審査者と同じ審査者に送付され審査される。
8. 修正採択または再審査の場合は、査読者のコメントに対する応答（修正できない理由を含む）、および修正対照表を付することを要する。
9. 投稿者は編集委員会の不採択の決定があった場合、または審査経過において著しく自己に不利な決定があったと考える場合、書面により異議申し立てを行うことができる。編集委員会がこの異議申し立てを妥当と認めた場合、1 回に限って新たな 3 名以上の審査者により再度審査を行うことができる。
10. 審査委員ないし他の編集委員から、当該論文が、別途定める日本離婚・再婚家族と子ども研究学会倫理規程に抵触する、ないしその疑義があるとの指摘が出された場合、通常

の審査結果の判断を保留し、編集委員会において倫理問題の検討に付すか否かの判断を行う。倫理問題の検討に付すると編集委員会で判断した際には、当該論文の審査委員並びに編集委員全員で、倫理綱領への抵触の有無の観点から投稿論文を審査する。なお、編集委員会は、その判断のための資料を新たに投稿者に求めることができる。倫理綱領に抵触すると編集委員会において判断された場合には、その旨を記し、不採択とする。結果の報告は、通常の手続きと同様に行われる。抵触していないと判断されたときは、通常の手続きを再開する。

11. 本規定の改正は、編集委員会の議をへて、理事会の承認を以て行なう。
12. この規定は、2019年7月6日より施行する。

以上